公害健康被害の補償等に関する法律の規定による公害診療報酬の額の算定方法

Ⅰ　公害特掲診療費（１点１０円の欄に記載して下さい。）

　１　公害疾患相談料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２８点

　　注１　初診料を算定する初診の日に係る公害疾患相談料は算定できません。

　　　２　入院中に係る公害疾患相談料は算定できません。

　　　３　月２回を限度として算定してください。

　２　公害外来療養指導料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５１０点

　　注１　認定疾病に関する計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動､日常生活、その他療養上必要な指示又は指導を行った場合に算定してください。

　　　２　初診の日から１月以内の公害外来療養指導料は算定できません。

　　　３　入院中及び退院の日から１月以内の公害外来療養指導料は算定できません。

　　　４　特定疾患療養指導料、小児特定疾患カウンセリング料、小児療養指導料及び在宅療養指導料を算定

した場合の公害外来療養指導料は算定できません。

　　　５　同一月に２回以上の指示又は指導を行った場合においても、公害外来療養指導料は１回として算定してください。

　　　６　居宅において療養を行っている患者に対して､ ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場

合は、月１回に限り所定の額に７１点を加算してください。

　　　　①　ネブライザー又は、超音波ネブライザーを患者に貸与（マウスピース等が破損した場合の部品の

交換等を含む。）し、療養上必要な指導を行った場合に月１回に限り加算できます。

　３　公害入院療養指導料

　　（１）病院に収容されている場合（１日につき）

　　　　イ　入院の日から３月以内の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　７５点

　　　　ロ　入院の日から３月を超えた場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１２５点

　　（２）収容施設を有する診療所に収容されている場合（１日につき）　　　　　　　　　　　　　７５点

　　　注１　公害入院療養指導料は、入院患者に対して認定疾病に関する計画的な医学的管理を行い継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示又は指導を行った場合に算定し

て下さい。

　　　　２　公害医療機関に収容された場合の入院の日及び入院の取り扱いは、健康保険法における入院時医

学管理料の取り扱いと同様です。

　　　　３　入院料を算定しない場合、公害入院療養指導料は算定できません。

４　空気清浄室管理料（１日につき）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　５８点

　　注　別に環境省大臣が定める施設基準に適合していると公害健康被害の補償等に関する法律第４条第３号で定める市の長が認めた清浄空気室に患者を収容した場合に算定してください。

Ⅱ　入院時食事療養費

　　　入院時食事療養費に係る食事療養費の費用の額の算定に関する基準（平成６年８月厚生労働省告示第２３７号）別表食事療養費の費用額算定表により算出した額に１．２を乗じた額を記載してください。

Ⅲ　その他の診療費

　１　「公害疾患特掲診療費」及び「薬剤料、特定在宅料用器材料、特定検査用器材料、フィルム料、特定画

像診断用器材料、特定治療器材用、特定器材料、特定治療材料料及び放射性粒子の費用、酸素その他の材

料の費用」は１点１０円の欄に記載してください。

　２　「その他の診療費」（上記１以外の診療分）「初診料、再診料、外来管理加算、調剤料、処方料、調剤技

術基本料、皮下・筋肉注射、静脈内注射、点滴注射、処置料、検査料、画像診断料、処方せん料、入院料、

入院時医学管理料等」については、入院分が１点１２円の欄に、入院外分は１点１５円の欄に記載してく

ださい。

　３　「公害特掲診療点数」以外の「初診料、再診料、外来管理加算、調剤料、処方料、調剤技術基本料、皮

下・筋肉内注射、静脈内注射、点滴注射、処置料、検査料、画像診断料、処方せん料、入院料、入院時医

学管理料等」は健康保険法による点数で算定してください。

※　公害診療報酬明細書の「公害医療機関の所在地及び名称」欄には、当該医療機関の所在地及び名称を記

　載して下さい。

※　公害診療報酬明細書の「診療年月」「公害医療手帳の番号」「氏名」「性別」「生年」を記載して下さい。

※ 公害に係る認定疾病及び続発症に関する診療分を請求してください。

（公害に係る認定疾病及び続発症以外の診療分については、患者が加入している健康保険へ請求してください。）

※ 老人保健法による点数の算定方法は公害診療には適用されません。

※ 入院分の公害診療報酬明細書は、「初診」から「入院」までは点数、「食事」は金額となっています。

　※　投薬に係る公害認定患者の薬剤負担はありません。

　※　公害診療報酬請求明細書は毎月１０日までに着くように送付してください。

（１０日が土・日曜日又は休日の場合は、その前日です。）

　※　処方せんを発行している医療機関については、処方せんを「公害」用と「公害以外」用に分けて発行し

　　てください。

送付先　　〒５７０－００３３

　　　　　　　　　守口市大宮通１丁目１３番７号

　　　　　　守口市市民保健センター

　　　　　　　　　　　健康福祉部健康推進課（公害担当）

　　　　　　　　　　　TEL　０６－６９９２－２４２２　（直通）